

## 令和6年度採用 鹿嶋市会計年度任用職員（消費生活相談嘱託職員）募集要項

### 【業務内容】

消費生活に関する相談及び消費者啓発等に関すること

### 【採用予定人員】 1名

### 【応募要件】

下記の（1）と（2）の両方に該当する方

（1）次のいずれかの資格を有する方

- ① 消費生活相談員資格試験（国家試験）合格者
- ②（独）国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」
- ③（一財）日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」
- ④（一財）日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」

（2）パソコン（ワード・エクセル）の基本操作ができる方

※上記の応募要件を満たしていても、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ②鹿嶋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ③日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破棄することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

### 【勤務地】 地域づくり推進課内 消費生活センター

### 【選考方法】 書類選考及び面接

### 【応募方法】

鹿嶋市役所 地域づくり推進課内鹿嶋市消費生活センターで配布する申込書または市ホームページから所定の申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、直近3箇月以内に撮影した写真(縦4cm×横3cm、上半身、無帽、正面向きで、裏面に氏名を記入したもの)を2枚貼り、地域づくり推進課内 鹿嶋市消費生活センターに直接持参するか、または郵送してください。

※写真がない場合は、受け付けできません。

※「消費生活相談員資格試験（国家試験）合格者」については合格証等の写し、「みなし合格者」については資格認定証等の写し及び在職証明書等、みなし合格者であることを証明できる書類を添付してください。

※提出書類は返却いたしません。

### 【勤務条件など】

鹿嶋市会計年度任用職員に関する規則及び鹿嶋市消費生活相談嘱託職員設置要綱による。

(1) 報酬など

月額：124,000円～175,000円程度（経験年数等による）

期末手当：年2回

通勤手当：通勤距離が2km以上は、通勤距離に応じ日額119円～1,523円を別途支給。

※給与改定等により変更となる場合があります。

(2) 任用期間

採用後～令和7年3月31日まで（勤務成績により、最長4回までの更新が可能）

※採用後は1箇月間の条件付採用期間があります。

(3) 勤務時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで、1週間あたり31時間勤務

（週休3日）

(4) 有給休暇

10日 ※別途、忌引きなどの特別休暇があります。

(5) 保険など

健康保険，厚生年金保険，雇用保険適用

※現在、被扶養者となっている方は、税控除、健康保険などの扶養から外れることとなります。

また、毎月の報酬から保険料のほか所得税が差し引かれます。

**【合格発表予定】**

面接後14日を目途に本人宛に通知します。

**【その他】**

受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、受験申込書などに記載漏れや不実記載があった場合は、試験に合格しても合格を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

**【受付期間等】**

令和6年6月3日（月）～12月27日（金）の午前8時30分～午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日を除きます。

※採用予定人数に達した場合は、その時点で受付終了となります。

**【問合せ先】**

鹿嶋市役所 市民生活部地域づくり推進課内 消費生活センター

電話：0299-82-2911（内線300）